

## 中間整理(議論のたたき台)についての意見等

### 1. (別紙)投資サービス法の対象範囲について

#### (1)分類について

別紙に、分類別に対象商品が列挙されていますが、この分類に意味はあるのでしょうか。今後、法制度を具体化する際に、この分類が何らかの基準として機能するのでしょうか。

私個人としましては、この分類は必要であると考えます。投資サービス法で、広く浅く窓口(ワンストップ)的な販売に関して規制を行い、さらに個別商品に関する契約締結時には、それぞれの特別法に即した規制を適用すべきと考えるからです。

#### (2)投資法人の位置づけについて

別紙では、対象範囲の「投資法人」の位置づけが不透明に思われます。「投資信託及び投資法人に関する法律」を残すのであれば、投資信託と投資法人は、同一種類の分類にすべきと考えます。

また、投資信託と投資法人は、形式は異なっても、同一の経済的機能を果たす器ですので、両者を分離することは現実的ではないと思われま

#### (3)投資信託及び商品ファンドの分類について

投資信託および商品ファンド(信託型)について、信託受益権への分類がなされていますが、投資家から見える姿は、集団投資スキームであり信託受益権への分類は、現実的ではないと思われま

また、投資信託と同様に投資法人も、集団投資スキームへと分類することが妥当であると思われま

#### (4)投資クラブの分類について

最近、学生からシニアまで、投資クラブを組成していますが、これらも投資サービス法の範囲となるのでしょうか。

また、その際の分類はどこに位置するのでしょうか。

## 2. (P13)論点について

### (1)説明義務等の強化および不招請勧誘の範囲の拡大

ルールの実効性の確保のために、説明義務等の強化および不招請勧誘の範囲の拡大が検討されていますが、この点については、慎重に検討しないと、下記のような懸念が考えられます。

- ①金融商品を購入する前の事前説明が、説明責任の証明に重点が置かれ、説明そのものが形骸化する懸念（現在も既にその傾向が出ています）
- ②書類の増加によるコスト負担増が、結果として消費者に転化される懸念
- ③過保護によって、消費者が投資家として成長するチャンスを阻害する懸念

したがって、事前規制の強化よりも、事後の民事裁判等による訴訟の簡易化、迅速化、補償の整備に対する議論の方が重要と考えます。

### (2)分類について

元本保証、元本欠損、元本を超える損失という分類が提示されていますが、元本保証はリスクがないわけではないので、下記の2つの分類が適当と思われる。

- ①元本保証および元本欠損のおそれ
- ②元本を超える損失のおそれ

## 3. (P7)投資サービス業について

販売・勧誘を行わず、情報提供と相談業務に徹するファイナンシャルプランナーは、投資サービス業として位置づけられるのでしょうか。

## 4. (P17)投資信託の統合について

投資信託の統合について、「信託法の改正に向けた(中略)ガバナンスに関する規定の整備を前提に」という条件が付いていますが、その理由が不明瞭と思われる。現在の投資信託法では、重要な約款変更については、受益者からの異議申し立てが可能であり、前提に信託法の改正を置くことの理由が不明瞭と思われる。

## 5. (P19)上場基準の見直しの検討について

上場基準の見直しの検討も重要と思われるが、現在の上場市場を見る限り、上場後の企業に対する支援が不十分であると思われる。その意味では、上場に際して主幹事を担う証券会社の上場後の支援及びその責任についても、一度議論をすべきではないかと考えます。